

八尾市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務委託仕様書

1. 業務名

八尾市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務

2. 趣 旨

市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、市では、公共施設の脱炭素化に関する方針を策定し、経済合理性をふまえ、公共施設のZEBを推進している。ZEB化にあたっては、nearlyZEB以上のランクでの改修をめざしながら、エネルギー消費量の削減による地球温暖化対策だけでなく、健康・快適性の向上を含めたZEB化をめざしている。また、ZEB化した公共施設を率先垂範として、八尾市域の建築物のZEB化を推進するための拠点として、発信を行う。

以上の目的をふまえ、既存公共建築物のZEB化を実現するため、本業務において既存公共建築物の「簡易評価」を行い、今後、既存公共建築物におけるZEB化の優先順位を検討するための根拠資料とする。

また、リサイクルセンター学習プラザを、本市既存公共建築物のZEB化モデルと位置づけ、ZEB化導入「可能性調査」を実施する調査では複数の改修手段の比較検討を行い、既存公共建築物におけるZEB化実現性を整理するバックデータを作成する。

3. 調査対象建築物

(1)簡易評価

本市既存公共建築物 別紙のとおり

(2)可能性調査

リサイクルセンター学習プラザ めぐる

4. 業務内容

(1)簡易評価

3(1)の調査対象建築物において、下記の項目について評価する。

- ・BPI(外皮)の現状値と改修後概算値
- ・BEI/AC、BEI/L、BEI/V、BEIの現状値と改修後概算値
- ・概算改修費用算出及び投資回収試算

(2)可能性調査、ZEB達成を満たすための改修基本計画作成支援

3(2)の調査対象建築物において、下記の項目について調査する。

- ・現状のエネルギー消費量(PAL/一次エネルギー消費量)算出
- ・外皮性能の向上および設備改修の検討・再生可能エネルギー設備等の導入検討

- ・エネルギー管理システムの導入検討
- ・概算工事費算出及び投資回収試算
- ・ZEB化を実現するまでの具体的な作業内容及び業務継続も考慮に入れた改修スケジュールの策定
- ・実施検討のための情報整理
 - 標準改修と比較した消費エネルギーの削減量、CO2削減量、経済性の整理
 - 国立研究開発法人建築研究所 エネルギー消費性能計算プログラム(標準入力法)を使用したZEB評価
 - 補助金の活用についての検討
- ・ZEBの実現可能性の整理等
 - 対象施設について、改修手段の比較検討などを行い、検討対象施設にとって最良と判断される改修内容を提案する。別途、市から提供する「現状の施設エネルギー使用量」なども検討材料に含め、費用対効果を総合的に評価し、最良と判断される改修内容を提案するものとする

(3) 今後の既存公共建築物のZEB実現性を検討するためのバックデータの作成

調査した既存公共建築物を今後ZEB化していくにあたり、参考となるバックデータを作成する。省エネによる効果や投資回収費用などの算出根拠となるものをZEBのランクごとに整理し、提出するものとする

(4) その他、受託者の業務提案

4(1)から(3)までの業務内容をより効果的に実施するための提案又は本業務の趣旨を一層推進するための提案を行う。

5. 成果物

(1) 既存公共建築物ZEB化基礎調査報告書(既存公共建築物ZEB 化改修プラン) 20部

報告書には以下の内容を含めること。ただし、市の求めにより内容を追加する場合がある。

- 簡易評価及び可能性調査の一次エネルギー消費量の算出結果(改修前後)
- 簡易評価及び可能性調査の概算事業費及び投資回収試算
 - (ただし、事業費は10月末までに速報として報告すること)
- 可能性調査の改修計画図
 - 検討施設ごとに作成し、具体的に内容を示すこと。
 - ・パッシブ(建築)
 - 改修範囲の図示、改修断面図
 - ・アクティブ(設備)

改修対象設備主要設備プロット図(熱源・室内機の配置、照明器具配置など)

- 可能性調査の標準的な改修と比較した省エネ量、CO2排出の削減量、経済性
- 事業者の提案に基づく検討資料
- 補助事業(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 重点対策加速化事業)の活用方針と活用可能な改修・設備を整理した資料

(2)上記報告書の電子データ 1部(※)

(※)電子データはword、excel等、編集・加工が可能なものであること。

(3)その他、本市が求める資料

6. 本市からの貸与資料

- ・公共施設情報(建設図書、設備図書、建物構造図書等)
- ・対象施設の3年間のエネルギー種別月別使用料データ
- ・対象施設の設備の更新、点検記録
- ・令和5年度公共施設照明設備LED化推進事業にかかる資料
- ・その他、受託者が求めるもので市が貸与可能なもの

7. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日までとする。

8. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本業務において入手した市独自の情報、個人情報等が正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じること。個人情報を扱う場合は、個人情報保護法を遵守すること。

9. その他

(1)本仕様書に明記していない事項については、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。

(2)受託者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は必要最小限に留めなければならない。

万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、市又は第三者において発生した損害について、受託者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。

(3)受託者は、市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については市に報告しなければならない。

い。

(4)業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

(5)受託者は、市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打合せを行うこと。また、受託者は協議・打合せの都度、記録簿を作成し、概ね1週間以内に市に提出すること。

本市との協議・打合せについては、WEB会議等(例:ZOOM)で行うことができるようにすること。

(6)受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。